

にしあいづ暮らしサポーター登録申込書兼承諾書

西会津町長 様

私は、にしあいづ暮らしサポーター設置要綱第5条に基づき、「にしあいづ暮らしサポーター」へ登録をしたいので申し出ます。なお、別記「個人情報取扱特記事項」により、個人情報を適切に取り扱うことと、自らのプロフィールや活動内容等を提供し、町のホームページや広報紙等に掲載することに同意します。

ふりがな 氏名 (※公開)	
生年月日	S・H 年 月 日
住所	〒
活動可能地区 (※公開)	野沢 ・ 尾野本 ・ 群岡 ・ 新郷 ・ 奥川
職業 (※公開)	
サポートできる内容(該当する番号に○。複数回答可。) (※公開)	① 空き家等物件案内 ② 地区のイベントや慣習等の案内 ③ 移住後の相談対応等 ④ 体験プログラムの提供(モノづくり、農業体験、加工品づくり等) ⇒内容 () ⑤ 農業に関する実践・経験談等の提供 ⑥ 店舗経営(小売/飲食等)に関する実践・経験談等の提供 ⑦ 起業に関する経験談等の提供 ⑧ 先輩移住者としての情報提供 ⑨ 空き家の利活用(DIY含む)に関する実践・経験談の提供 ⑩ その他 ()
電話 番号	自 宅 携帯電話
E-mail	
サポーターとしての 意気込み (※公開)	(協力できることなどを含めて記入してください)

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 「にしあいづ暮らしサポーター」(以下、「サポーター」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、サポーター活動による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第2 サポーターは、サポーター活動により知ることのできた個人情報を活動の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、西会津町長の承諾があるときは、この限りではない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第3 サポーターは、サポーター活動により知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄)

第4 サポーターは、サポーター活動による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに破棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第5 サポーターは、サポーター活動による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。サポーター活動を終えた後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第6 サポーターは、サポーター活動による事務を処理するために、西会津のある暮らし相談室から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、西会津町長の承諾があるときは、この限りでない。